

## 申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

部 課 室 等 名	中央卸売市場
許 認 可 等 名	特殊取引単位の承認
根 拠 法 令	徳島市中央卸売市場業務条例施行規則
根 拠 条 項	第47条第1項
連 絡 先	(電話 628 - 2759)
審 査 基 準	<p>(売買取引の単位)</p> <p>第47条 売買取引の単位は、重量による。ただし、重量によることが困難であると市長が認めるときは、重量以外の単位によることができる。</p> <p>2 前項ただし書の規定の適用を受けようとする者は、特殊取引単位承認申請書を市長に提出しなければならない。</p> <p>* 特殊取引単位承認申請書は、別紙様式第19号とする。</p>
	参 考 事 項
	設定等年月日
標 準 処 理 期 間	<p>標準処理期間</p> <p>総日数 10日(休日を除く)</p> <p>(設定しないものについてはその理由)</p>
	設定等年月日